

事業用大規模建築物 Q & A

1 届け出全般

Q. 計画書や選任届を市に提出する目的はなんですか？

A. 事業用大規模建築物の所有者様には、廃棄物の再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量することが「東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」によって義務付けられています。廃棄物の減量のための計画を市が把握するとともに、ご担当者様と市との連絡を円滑にさせていただくため、計画書や選任届をご提出いただきます。

Q. 「事業用大規模建築物」とはどのような建物をいいますか？

A. 事業の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物をいいます。

2 事業用大規模建築物における再利用に関する計画書

Q. 「事業用大規模建築物における再利用に関する計画」は、毎年提出する必要がありますか？

A. 廃棄物の再利用に関する計画は、年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに作成し、その計画書を毎年5月末日までに市にご提出いただく必要があります。

なお、廃棄物の再利用とは、活用しなければ不要となる物または廃棄物を、再び使用することまたは資源として利用することをいいます。

3 廃棄物管理責任者届出書

Q. 廃棄物管理責任者とはなんですか？

A. 当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当する方をいいます。

Q. 廃棄物管理責任者はどのように選任すればいいですか？

A. 事業用大規模建築物から排出される廃棄物を管理することができる方のうちから1名を選任してください。

Q. 市内に複数の事業用大規模建築物を保有している場合、廃棄物管理責任者は一括して選任できますか？

A. 廃棄物管理責任者は、事業用大規模建築物ごとに選任する必要があります。

Q. 廃棄物管理責任者選任届は、市から提出の依頼があったときに提出すればいいですか？

A. 廃棄物管理責任者を選任したときは、その選任をした日から30日以内に廃棄物管理責任者選任届により市に届け出ていただく必要があります。その都度、期限までに市に届け出てください。